

番号	1
項目	市老連・福祉局・危機管理室の三者により「防災関係者勉強会」を継続し、新たに「障がい・児童関係者」のオブザーバー参加を定例化して頂きたい。また、この場を活用して、災害発生時における行政の指揮系統と福祉施設の具体的役割を整理した「対応チャート」などを作成し、共有認識を持ちたい。
(回答) 災害の発生に備えて、今後も引き続き、大阪市老人福祉施設連盟、福祉局、危機管理室の三者が意見交換・情報共有できる勉強会等を通じて、様々な課題の解決に向けて取り組んでまいります。 障がい児・者、子ども、妊産婦などの要配慮者の命を守るためにも、関係局が連携し、それぞれの役割を果たせるよう引き続き取り組みを進めてまいります。	
担当	福祉局高齢者施策部高齢福祉課 危機管理室危機管理課減災対策グループ 電話：06-6208-8026 電話：06-6208-7380

番号	2
項目	令和 7 年度に回答で示された「福祉避難所・緊急入所施設に関する概念整理」に基づき、施設種別や規模に応じた具体的な「運営マニュアル」の改訂版もしくは「運営ガイドライン」を速やかに提示していただきたい。特に、物資の供給ルートや人的支援の要請手順を具体化し、各区役所の防災担当が施設と実態に即した協定を再締結できるよう、市が主導して頂きたい。 併せて全 24 区で福祉避難所等開設訓練を区役所と施設で実施していくよう取り組んで頂きたい。
(回答) 本市におきましては、「福祉避難所・緊急入所施設 設置・運営マニュアル」や福祉避難所として施設の使用に関する標準の協定書を策定しておりますが、関係局と意見交換のうえ更新に努めてまいります。また、協定書の内容につきましては、各区での実態に応じたものに見直したうえで、必要に応じて再締結を行うよう取り組んでまいります。 協定を締結した福祉避難所等との開設訓練の実施や、自主防災組織など地域の防災訓練との連携に努めています。しかしながら、協定締結後に、区と施設が連携した開設訓練等ができていないところもあることから、今後とも、災害時における円滑な福祉避難所等の運営をおこなっていただけるよう、区と施設が連携した訓練等の実施に向け取り組んでいきたいと考えております。	
担当	危機管理室危機管理課減災対策グループ 電話：06-6208-7380

番号	3
項目	個別避難計画については、計画対象者が利用している施設や担当している居宅のケアマネジャーが必要に応じて「避難先」や「役割分担」を確認できる情報共有の仕組みを検討して頂きたい。
(回答) 現在、本市では、介護事業者等の方々に対して個別避難計画の作成にご協力いただくようお願いをしているところです。また、作成した個別避難計画について、本市では災害対策基本法の規定に基づき区役所と地域（自主防災組織など）の避難支援等関係者にて保管することとしています。	
担当	危機管理室危機管理課減災対策グループ 電話：06-6208-7380

番号	4	
項目	各区で実施されている防災訓練のうち、各施設や地域包括支援センターが参加する「合同訓練」の好事例を収集し、全 24 区で実施可能な「標準訓練パッケージ」として提示して頂きたい。また、BCP（業務継続計画）の実行性を検証するための訓練方法について、専門家や行政による技術的アドバイスの機会を提供して頂きたい。	
	（回答） 本市では、防災担当者連絡会や庁内ポータルサイトにおいて、地域の訓練実績など各区の防災に関する取り組みや課題、好事例等を情報共有する場を設けるなどの取り組みを行い、更なる区役所の機能強化を図ることで、各区における防災・減災対策を充実・徹底してまいります。 介護保険施設等への運営指導においては、基準省令に基づき、業務継続計画（BCP）が策定されているか、また、策定した計画に従業者に周知し、研修や訓練（シミュレーション）を実施しているかを確認した上で、業務継続計画の内容が現状に即しているかの見直しを行うよう助言・指導を行っています。 ご要望の「専門家や行政による技術的アドバイスの機会」については、提供方法や実施体制等を含め、関係機関と連携しながら今後検討してまいります。	
担当	危機管理室危機管理課減災対策グループ 福祉局高齢者施策部介護保険課指定指導グループ	電話：06-6208-7380 電話：06-6241-6310